

瀬戸市福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月28日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第13号

瀬戸市福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則

瀬戸市福祉事務所長委任規則（昭和62年瀬戸市規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(委任事務) 第2条 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下この条において「法」という。）第19条第4項及び第55条の4第2項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第2項の規定により、次に掲げる事務を福祉事務所長に委任する。 (1)から(13)まで <省略> <u>(14) 法第55条の5第1項の規定による進学準備給付金の支給に関すること。</u> <u>(15) 法第55条の6の規定による被保護者等に対する報告の請求に関すること。</u> <u>(16) 法第55条の7第1項の規定による被保護者就労支援事業の実施に関すること。</u> (17) <省略> (18) <省略> (19) <省略> (20) <省略> (21) <省略>	(委任事務) 第2条 生活保護法（昭和25年法律第144号。以下この条において「法」という。）第19条第4項及び第55条の4第2項並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第2項の規定により、次に掲げる事務を福祉事務所長に委任する。 (1)から(13)まで <省略> (14) 法第55条の5の規定による被保護者等に対する報告の請求に関すること。 (15) <省略> (16) <省略> (17) <省略> (18) <省略> (19) <省略>

(22) <省略>

(23) <省略>

(24) <省略>

(20) <省略>

(21) <省略>

(22) <省略>

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。